

2017年3月8日

## 新本庁舎建設工事発注方法に関する公開質問状

鳥取市長 深沢義彦様

開かれた市政をつくる市民の会 会長 八村 輝夫

早春の候、貴職におかれましては、鳥取市政と市民生活の発展のため、日夜ご精励のことと存じます。

さて、新市庁舎建設事業は現在すでに実施設計の段階にまで至っており、2017年6月からは本庁舎等の一次発注業務が開始される予定と伺っております。私たち「市民の会」と致しましても、ムダな市民負担を発生させることなく、真に鳥取市民の生活と安全のために有意義となる新市庁舎建設事業となることを願っております。

この事業に関する市議会における議論の中で、会派ごとに大きな見解の相違の中での唯一の共通の一致点は、「鳥取市経済活性化のため、極力、地元業者に発注するべきである」という点でした。先般、市が委嘱した「新本庁舎建設工事発注方法検討委員会」の提言書の内容が明らかになりましたが、同委員会の提言内容も市議会の意向と同じく、地元業者への優占発注を図るべきというものでした。

しかし、当会においてこの提言書の内容を詳細に検討してみた結果、入札業務における競争性の確保、地元業者への優先発注体制の実現等に関して、いくつかの疑問点や不明な点を抱えるに至りました。

つきましては、下記に数点の疑問点をその背景の説明と共に提示し、公開質問状の形にて提出させていただきたいと思っております。市の基本方針でもある情報公開の原則に立って、正確な情報に基づき市民への誠意をもってお答えいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答期限につきましては、3月31日(金)とさせていただきたいと思っております。当日は、当会よりご回答を受け取りに参りたいと思っておりますので、ご多忙中とは存じますが、よろしく願いいたします。また、貴職によるご回答につきましては、市民の皆様に対して公表させていただくことを申し添えます。

開かれた市政をつくる市民の会

〒680-0051

鳥取市若桜町39 ロゴス文化会館3F

t e l : 090-8247-5488

# 新本庁舎建設工事発注方法に関する公開質問状

## 1. 本質問状の背景

### (1) 「新本庁舎建設工事発注方法検討委員会」の提言書の内容について

新市庁舎建設工事の発注方法については、既に同工事の発注方法に関する検討委員会による提言書が今年1月に市に提出されていますが、その提言の骨子は以下のようになります。

①多くの市内業者が受注に参加できるようにするために、工事全体の一括発注ではなく、工事を細かく区分けした「分離分割発注」方式を採用すべき。

②各工事を次の二つのグループに分けて、それぞれに発注方法を定めるべきである。

Aグループ：庁舎棟建設工事、電気工事（受変電設備等）、空調換気工事

Bグループ：上記以外の工事

発注金額が巨額となるAグループの工事は、技術力と資金力が必要となるため、市外業者と市内業者で結成される共同企業体に発注する。Bグループの工事は市内業者のみでも可能であるので、市内業者に限定して発注する。

③庁舎棟建設工事に関しては、共同企業体の結成は入札後とするべき。代表者（この提言では市外業者を前提としている）と構成員（市内業者）を別々に募ることが望ましい。

さて、この提言内容に沿って実際に新本庁舎の入札が実施された場合、果たして当初の目的どおりに、落札した市内の業者は十分な仕事と応分の利益が得られるものなのでしょうか？以下、実際の工事例を参考にして検証してみたいと思います。

### (2) 入札結果の例

#### (例1) 鳥取県立中央病院建替工事

一例として、現在既に建設に着手している県立中央病院の今年8月に実施された入札結果を取り上げてみましょう。この入札でも「分離分割発注」方式が採用されました。下の表に工事区分ごとの落札結果を示します。

- ・鳥取県立中央病院の本体部分建替工事に関する入札結果(2016年8月に完了)

発注方式：分離分割方式 予定価格：非公開 建物構造：S造+SRC造、柱頭免震

発注区分	応札者数	予定価格(億円)	落札価格(億円)	落札率(%)	落札者
建築	1	136.12538	135.9936	99.90	清水建設+やまこう建設+大和建设+藤原組のJV
電気	2	47.38851	42.9840	90.71	中電工+岡田電工+吉備総合電設のJV
空調	2	41.76718	34.1280	81.71	新日本空調+大成設備+日新工業のJV
衛生	3	25.08065	23.0040	91.72	三晃空調+西日本環境+サンヨー技研のJV
合計価格		250.36173	236.1096	94.31	—

注：落札者の欄で斜体文字記載の会社は、本社所在地が鳥取市内。

費用全体の六割近くを占める新病棟の建築工事の応札者は、清水建設を主体に市内の三つの業者が加わる共同企業体(JV)の1グループのみに留まりました。百数十億円という巨額の工事であるにもかかわらず応札が一者のみにとどまったことは、業界内部での談合の可能性を示唆するものです。

さらに、このグループが提示した落札価格は、建築工事の予定価格に対する落札率が99.90%と応札後に発表された予定価格に異常なまでに近い値でした。偶然にこのような価格になったとは到底ありえない話であり、入札の前に予定価格が応札者側に漏れていた疑いが極めて濃厚です。予定価格非公開の入札においては、落札率が95%を超えると予定価格の漏えいの疑惑があると言われています。落札率99.90%と言うのは、「もはや予定価格の漏えいは確実」というレベルでしょう。

これと対照的に、応札者に大手ゼネコンが含まれていない電気、空調、衛生の三区分では複数の応札者があり、健全な競争が行なわれた結果、落札率は高くても90%前後と妥当な水準となっています。

上の表に示した予定価格は、発注者側が許容できる価格の上限を示しています。一方、価格の下限価格は、この入札ではおおむね予定価格の88.5%前後に設定されています。つまり、建築工事の応札者がこの1グループだけでなく他にも何社か現れ、それらの中のどれかの業者が下限価格に近い値を示していた場合、鳥取県が支払う建築工事費用は、最大で11.4%、約15.5億円を節減できていたこととなります。言い換えれば、このような談合が強く疑われる入札を黙認した結果、我々が収めた税金から最大で15.5億円がムダに使われてしまった可能性があります。

## (例2) 東京都の豊洲市場施設の再入札結果

現在、土壌汚染が大問題になっている豊洲新市場の主要三施設の入札では、2013年11月に第一回の入札が実施されましたが、予定価格628億円に対する応札者はゼロ。同年12月の再入札では、予定価格が一気に

65%も増えて1035億円となりました。この再入札では三施設の応札者はそれぞれ一社のみであり、かつ落札率がいずれも99%を越える結果となりました。この結果について、公共事業論が専門の五十嵐敬喜 法政大名譽教授は「落札率が三棟とも99%を超えた入札は、誰が見ても不自然。」と評しています。驚くのは、この落札結果が当時の都議会では問題にされなかったということです。都議会の腐敗のひどさを物語っています。

- ・東京都豊洲市場主要三施設に関する再入札結果(2013年12月に完了)

予定価格：事前公開

発注区分	応札者数	予定価格(億円)	落札価格(億円)	落札率(%)	落札者
青果棟	1	259.45	259.35	99.96	鹿島建設+6社のJV
水産仲卸売場棟	1	436.07	435.54	99.88	清水建設+6社のJV
水産卸売場棟	1	339.85	339.15	99.79	大成建設+6社のJV
合計価格		1035.37	1034.04	99.87	—

各棟の応札者を一社だけとすることが各ゼネコン間で前もって了解されていれば、当然、落札率は上の表のように予定価格に限りなく近づくはずですが、さらに、再入札時に予定価格が65%も上がった事実は、都とゼネコン各社との間の癒着を強く疑わせるものです。

### (3) 今回の提言書の内容の問題点

上の例1の中央病院の建替工事の建築区分の入札結果に見るように、発注方法として「分離分割方式」を採用しても、応札者が一社だけに留まる事態もあり得ます。応札者が単独のJVだけでは、競争原理が働いて適正価格が実現することは期待できません。さらに、この中央病院の例の場合には、非公開であるはずの予定価格までもが、入札前に漏えいしていた疑いが極めて濃厚です。

加えて問題となるのは、大手ゼネコンを主体とした共同企業体(JV)においては、下請けとして入る地元業者には一般的にほとんど利益が期待できないことです。上に挙げた中央病院建替の例では、建築部分の施工配分割合は、清水：やまこう：大和：藤原=64：13：13：10となっています。しかし、工事の結果として得られる利益については、この施行配分に関係無く、そのほとんどがJVの主体となる大手ゼネコンに吸い上げられ県外に流出してしまうというのが、この業界での常識です。さらに、現在工事中の日赤病院建替工事に見られるように、大手ゼネコンが系列の下請け業者を県外から連れて来て、実際の工事参加者のほとんどが県外業者、地元業者は単なる名義貸しに過ぎないという事態も想定されます。

また、上に例2として挙げた豊洲市場の施設の入札結果では、予定価格が初回入札と再入札との間であまりにもかけ離れています。初回入札の予定価格はそれなりの根拠にもとづいて算出されたはずであり、再入札で大幅に上昇したことはゼネコン側から都側への圧力があつた疑いを強めるものです。このように、建築工事でゼネコン主導の応札に任せた結果として、発注者側が高額な建築費用を負担することになってしまった例は数多く見られます。

今回の提言書によると、庁舎棟建築工事、電気工事、空調換気の三工事については、「市外業者と市内業者で結成される共同企業体に発注する」とあります。しかし、市外業者として大手ゼネコンが参加した場合、ゼネコンが主導する応札という従来の流れに任せるだけでは、従来の利益配分構造を温存するだけに留まり、この事業を通じて地元業者に経済的な利益を還元し、地元経済を活性化することにはつながらない恐れが大きいでしょう。特に庁舎棟建築工事のJVへの大手ゼネコンの参加については、何らかの制限を課すことが必要であると考えます。

## 2. 鳥取市長殿に対する公開質問状

以上の背景を踏まえた上で、以下の質問をさせていただきたいと思っております。

(1) 検討委員会の提言書には「高い技術力が必要な工事」として庁舎棟建築工事等の三区分の工事が挙げられています。今回の工事発注方法を決定する主体である鳥取市として、この提言書中の「高い技術力」とは、具体的にはどのような種類の技術であるとお考えでしょうか。

(2) 同提言書では、庁舎棟建築工事等の三区分の工事は「市内業者に市外業者を加えた共同企業体へ工事発注すべき」とあります。鳥取県内には、鳥取市内の建設業者に匹敵するか、さらに大きい規模の建設業者も数社は存在します。当会としては、この提言書の「市外業者」としては、必ずしも大手ゼネコンのみを対象とするのではなく、これらの市外の県内業者も含めて検討すべきであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

(3) 上の背景説明で述べたように、全国各地の建築工事では大手ゼネコンが主導して入札に参加した結果、発注者側が当初予定よりも高額な工事費に苦しむことになった例が数多く見られます。上で述べた豊洲市場の例や呉市役所新築工事の例に見るように、初回入札を意図的に不成立として、再入札で高額落札したと思われるゼネコンの行動も散見されます。さらに、ゼネコンが主導することによって工事資材と人員の大半が県外調達となり、巨額の工事であっても地元経済の活性化にはつながらない例も多いのです。当会としては、この新本庁舎建設工事では、仮に大手ゼネコンがJVに参加するとしても、極力、ゼネコンに工事の主導権を取らせない方法を検討すべきであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

(4) 当会においても発注方法を検討した結果、大手ゼネコンの影響を最小限にとどめながらより多くの地元業者が参入可能な発注方法としては、例えば次の三種類があると考えます。

① 地元業者3社によりJVを組んで受注

但し、基礎杭、免震ゴム設置を分離発注、

(この部分の工事は、ゼネコンが受注しても専門業者に下受けに出すので、結果的には同じ)

② 地元業者3社と免震ゴムメーカーによるJV

施工実績のあるメーカーの専属会社が施工するので、技術的な問題は発生しない。

③ 地元業者がトップ、2番手にゼネコン

いわゆる「上請け」という方法で、免震ゴム設置までをゼネコンが施工する。

この三種類の案について、市長はどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

(5) 一社のみのお札や入札前の予定価格の漏えいを防いで、入札における競争性を確保するためには、どのような発注方法が望ましいとお考えでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

／以上